

(日経 BP 知財 Awareness / 2012 年 6 月 29 日掲載)

インドの特許最新事情 (上) 出願とともに特許訴訟が急増

インドは新興国の中でも今後の産業の大きな伸びが期待される一方で、知的財産の訴訟に関する情報があまり表に出て来ない。フォーチュン誌上位 500 社のうち多数の企業に対して、インドにおける特許戦略のアドバイスや訴訟業務に携わる弁護士の Lakshmikumaran 氏をはじめ、特許事情に詳しい有識者がインドの特許最新事情について議論した。

出席者： Lakshmi Kumaran & Sridharan 法律事務所

Managing Partner 弁護士 弁理士 V.Lakshmikumaran 氏

サンガム IP 代表取締役社長 インド国特許弁理士 Vinit Bapat 氏

三好内外国特許事務所 副会長 弁理士 伊藤正和 氏

三好内外国特許事務所 副所長 弁理士 高松俊雄 氏

司会： テクノアソシエーツ 日経 BP 知財 Awareness 編集長 朝倉博史

——まず、インドにおける最近の特許出願動向について教えてください。

Lakshmikumaran 2008～2009 年の特許出願は約 3 万 6000 件/年です。内訳は海外からが 83%、国内からが 17%です。国内から移行する国際出願 (PCT) については、同年で約 2 万 5000 件/年です。

伊藤 日本が約 30 万件/年、中国が約 50 万件/年ということからすると、インドはもっと多くても良いはずですが。GDP (国内総生産) 比で見ると今の 10 倍は想定されるのではないのでしょうか。

Lakshmikumaran 2005 年以前は、インドでは特許の存続期間が 7 年しかありませんでした。製薬については物質特許がなく、方法特許だけが認められていました。特許を出願する魅力があまりなかったと言えます。当時のインド企業は自らの研究開発に投資せず、必要ならライセンス料を払って技術を獲得し、とにかく速く製品化して市場に出すという考え方

が多かったようです。特許の明細書を書けるスキルを持つ人もあまりいなかったという事情もありました。

2006年以降、TRIPs協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定。インド加盟は1995年）に遵守するためにインドの特許法も改正されました。具体的には、特許の存続期間が7年から20年に延び、物質特許の制度もできました。また、インドの経済開放を理由に海外からの投資が増え、インド企業も海外からの投資に刺激を受けて特許出願を増やしています。今後はさらに増加して2015～2018年には現在の2倍の7万5000件/年に達するでしょう。最近、特に伸びが大きいのが機械や電気・電子の分野です。



Lakshmi Kumaran & Sridharan 法律事務所
 Managing Partner
 弁護士 弁理士
 V. Lakshmikumaran 氏



サンガム IP
 代表取締役社長
 インド国特許弁理士
 Vinit Bapat 氏

——日本の特許制度と異なる点としてどのようなものがありますか。

Lakshmikumaran インドには特許法8条に「関連外国出願に関する情報提供義務」があります。インド特許出願と同じ発明の外国出願がどのような状況かを、インドで特許が付与されるまで特許庁に逐次報告しなければなりません。これは日本にはない制度で、出願人にとっては大きな負担となります。

伊藤 それと似たような制度は英国や米国にもあります。英米では、自分の知っている情報は包み隠さず明らかにすべきという考え方があります。インドの特許制度は基本的に英米法にのっとっているということでしょう。

Bapat インドが英国の植民地だった関係でインドの法制度は英国の法律がベースになっています。そのほかに、インドで特許を取った場合に、インド内で実施しているかどうかを特許が存続するまで毎年、特許庁に報告しなければならないという制度があります。基本的にインドで特許を取るのなら、その発明をインドで実施、製造することでインドの発展に貢献してくださいということです。これはインド特有の制度ではないでしょうか。



三好内外国特許事務所
副会長 弁理士
伊藤正和 氏

1990年代に比べて特許訴訟が一ケタ増加

——インドの特許訴訟については、どのような状況でしょうか。

Lakshmi kumaran 裁判所が公表した判例からわれわれが独自に集計した結果があります。1990年代までには10年間の合計で最大20件しかなかったのが、2006年に年間7件、2009年以降は年間20件を超えるまで増えてきました(図1)。理由は主に三つあります。第1に、特許出願自体が増えたこと。第2に、以前は特許を持っていても侵害されているかどうかを調べる方法がありませんでしたが、インターネットの普及により侵害が分かるようになり、権利を主張して止めさせるという動きが出てきたことです。第3に、訴訟にかかる期間の短縮です。以前は5~7年もかかっていましたが、今では1~2年で判定が出るようになりました。訴訟の判定による損害賠償金がどんどん増えていったことも、件数増加を後押ししました。

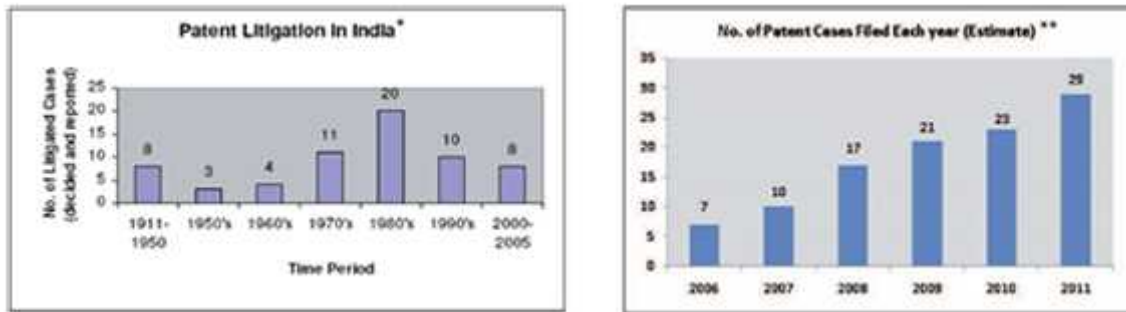


図1●インドの特許訴訟件数 (Lakshmi Kumaran & Sridharan 法律事務所が作成)

——特許訴訟のインド企業と外国企業の内訳はどのようになっていますか。

Lakshmi kumaran インド企業同士とインド企業対外国企業が半々で、外国企業同士の例はほとんどありません。一方、訴訟ではありませんが、外国企業が他の外国企業に対し、海外からインドへ製品が流入することを阻止するケースなどはあります。